

第36回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成24年6月21日(木) 13時28分～14時00分

場 所 広島大学本部棟4F会議室

出席者 学外委員：大歳，大南，小笠原，郷，佃の各委員
学内委員：浅原，坂越，上，土屋，岡本，茶山，平野の各委員

列席者 西口監事，間田監事，坂下学長補佐，河野学長特命補佐，三嶋学長特命補佐，古澤副理事，飛田副理事，野呂瀬副理事，安井副理事，西嶋副理事，宮地副理事，東田副理事，渡邊副理事，森副理事，加藤副理事，高橋副理事，三井副理事，甲斐副理事，竹内学長支援グループリーダー，寺本法学部長，宜名眞経済学部長，吉栖医学部長，杉山薬学部長，吉田総合科学研究科長，勝部文学研究科長，棚橋教育学研究科長(代理)，西村社会科学研究科長，出口理学研究科長，高島先端物質科学研究科長，谷口生物圏科学研究科長，小林医歯薬保健学研究院長，梯医歯薬保健学研究院副研究院長，木下法務研究科長，神谷原爆放射線医科学研究所長，高萩評価委員会委員長

(開会)

開会に当たり，浅原学長から挨拶及び委員の紹介があった。

(議事1)

● 平成23事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

(浅原学長提案，説明，別紙1)

◇ 国立大学法人法施行規則第10条第1項において，「国立大学法人等は，各事業年度における業務の実績について国立大学法人評価委員会の評価を受けようとするときは，年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に国立大学法人評価委員会に提出しなければならない。」と規定されている。

本学においても，各組織において年度計画の実施状況について点検・評価を行い，その結果を基に，各室で「実績報告書」の第一次案を作成し，本学評価委員会及び各部局等の意見等を踏まえ，「平成23事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)」を取りまとめた。本日，承認いただければ，役員会の議を経て「実績報告書」を確定し，国立大学法人評価委員会に6月29日までに提出する。

なお，教育及び研究の状況については，教育研究評議会でも審議の上，役員会の議を経て決定し，国立大学法人評価委員会に提出する。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会に付議することとした。

(議事2)

● 平成23年度決算について

(浅原学長提案，平野理事(財務・総務担当)説明，別紙2)

◇ 国立大学法人は，国立大学法人法の規定に基づき，財務諸表等を文部科学大臣及び会計検査院長に提出することとなっているため，「平成23年度決算報告書(案)」を作成した。

平成23年度決算のポイントは3点あり，①平成22年度からスタートした中期目標期間の2年目の決算であること，②国の財政状況が依然として厳しい状況であり，固定資産においては減価償却に比して取得が少ないため，建物及び機械備品類の資産価格の減少が顕著であり，連動して資本剰余金の減額累積が増加していること，③当期末処分利益(当期総利益)は16.1億円(うち大学△2.9億円，病院19.0億円)で，昨年度比△8.1億円(うち大学△4.5億円，病院△3.6億円)となったことである。

平成23年度決算で発生する決算剰余金(目的積立金予定額)は，6.3億円(うち大学△5.5億円，病院

11.8億円)であり、これは、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条に基づき、中期計画に記載した剰余金の使途に充てるため、文部科学大臣の承認を経て目的積立金(使途:病院診療棟整備事業)として繰り越す予定である。

平成23年度収入支出決算における大学分と病院分の決算残については、予算編成方針における決算配分方針に基づき、以下のとおり平成24年度予算として決算配分する。

- (1) 大学分の各会計単位の総枠予算分残額のうち、特別事業経費不用額など全学分として整理するものを除き、各会計単位の過不足額のまま部局間貸借相当分として決算配分する。
- (2) 上記の全学分として整理したものと及び大学共通分残額については、次のとおりとする。
 - ・ 保有現金活用整備経費△3.8億円、特別事業経費△0.9億円については、マイナスを繰り越す。
 - ・ 全学共通運営経費残のうち部局等光熱水料残0.8億円については、インセンティブとして各会計単位の過不足額を決算配分する。
 - ・ その他の共通人件費△2.7億円を含む大学共通分の過不足額△3.6億円については、平成23年度における病院分の決算剰余金の2割(2.4億円)の拠出をもって充当し、不足する△1.2億円は大学共通分へ決算配分する。
- (3) 運営費交付金債務残(業務達成基準適用事業、退職手当、特別経費繰越分)については、残額を繰り越す。
- (4) 平成22年度決算以前に発生した目的積立金取崩残(前中期目標期間繰越積立金を含む。)は、目的積立金として、決算配分する。
- (5) 病院分の11.8億円のうち、決算剰余金の2割(2.4億円)を大学へ拠出することとし、残りの9.4億円を病院へ決算配分する。病院へ決算配分する9.4億円のうち、目的積立金予定額の6.3億円については、文部科学大臣による繰越承認後に目的積立金へ配分する。

以上の提案・説明に引き続き、西口監事から、平成23事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、国立大学法人広島大学の業務運営の状況を適正に示していること等の監査報告があった。審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

(議事3)

● 平成25年度概算要求事項について

(浅原学長提案、平野理事(財務・総務担当)説明、別紙3)

◇ 学内の要求事項の中から、学内におけるヒアリングの評価結果、文部科学省との事前相談の状況等を踏まえ、平成25年度概算要求事項案を作成した。

特別経費(プロジェクト分)に関しては、6項目に分類された中から最大4項目を選択して要求することとなっており、本学では第2期中期目標・中期計画との整合性を図りながら各プロジェクトを以下の4項目に分類し、要求を行っている。

- ・ 国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実
- ・ 高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実
- ・ 大学の特性を生かした多様な学術研究機能の充実
- ・ 産学連携機能の充実

内容については、「平成25年度概算要求事項(案)」中●を付した事項、特別経費に係るもの25件(新規プロジェクト分6件、継続プロジェクト分11件、基盤的設備等整備分5件、全国共同利用・共同実施分2件、教育関係共同実施分1件)及び施設整備補助金等に係るもの12件を文部科学省に要求する。

なお、基盤的設備等整備分については、設備マスタープランに沿った事項を要求する。また、施設整備費についても、施設整備グランドデザインに基づき要求事項を選定した。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、下記の事項について質疑応答を行った。

- ・ 特別経費の要求事項について

(議事4)

● 職員給与規則の改正について

(浅原学長提案, 平野理事(財務・総務担当)説明, 別紙4)

- ◇ 平成23年度人事院勧告及び東日本大震災の復興財源確保に伴う国家公務員の人件費削減を参考とし, また, 震災復興のために運営費交付金が削減される見通しとなっていること等を踏まえ, 平成24年7月1日から職員に支給する本給等の改定を行う。

主な改定の内容は, 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を参考とした改定(①人事院勧告に沿った本給等の改定及び若年・中堅層に対する昇給抑制分の号俸調整, ②平成26年3月31日までの間, 本給, 管理職手当, 期末手当, 勤勉手当等の減額), 並びに減額に対する緩和措置として当分の間, 地域手当に特別調整分を加算することである。

これに伴い, 広島大学職員給与規則を一部改正する。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 6月末までに各事業場の過半数代表からの意見書を付して, 役員会へ付議することとした。

(議事5)

● 役員報酬規則の改正について

(浅原学長提案, 平野理事(財務・総務担当)説明, 別紙5)

- ◇ 平成23年度人事院勧告及び東日本大震災の復興財源確保に伴う国家公務員の人件費削減を参考として, 本学役員に支給する本給等の改定を行う。

主な改定の内容は, 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を参考とした改定(①人事院勧告に沿った本給等の改定, ②平成26年3月31日までの間, 本給, 期末手当, 勤勉手当等の減額)である。

なお, これに伴う広島大学役員報酬規則の一部改正については, 既に平成24年4月27日開催の役員会において承認し, 平成24年5月1日から施行している。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。

(議事6)

● 平成24年度補正予算について

(浅原学長提案, 平野理事(財務・総務担当)説明, 別紙6)

- ◇ 本学役員及び職員の給与改定(議事4, 議事5)に備えるため, 当面の対応として人件費予算について補正する。

今回の給与改定に伴って減額される人件費相当額については, 運営費交付金への影響等が判明するまでの間は人件費予備費として管理することが必要と判断したため, 当面, 給与減額相当額を人件費予算から人件費予備費へ組み替えることとする。大学分(902,113千円)については人件費から特別事業経費(予備費(人件費))へ, 病院分(232,670千円)については人件費から教育研究診療経費(予備費(診療))へ組替えるものとする。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 役員会へ付議することとした。

(議事7)

● 平成24年6月期役員の期末手当の支給額について

(浅原学長提案, 平野理事(財務・総務担当)説明, 別紙7)

- ◇ 役員のうち, 学長及び監事(常勤に限る。)に支給する期末手当の支給額については, 役員報酬規則第

7条第5項の規定により、当該役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で支給額を増減させることができることにしているが、平成24年6月期においては、特に増額又は減額を行わないこととしたい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(報告の1)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告、資料1)

◇ 広島大学経営協議会(第11回～第35回)において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、報告があった。

以 上